

大阪市告示第767号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年5月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立 下福島プール 水泳場	令和6年5月10日（金）から同年6月3日（月）まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 下福島プール 水泳場 トレーニング場	令和6年6月4日（火）から 同月5日（水）まで	午前9時から 午後10時まで
	令和6年6月7日（金）	
	令和6年6月10日（月）から 同月12日（水）まで	
	令和6年6月14（金）	
	令和6年6月17日（月）から 同月19日（水）まで	
	令和6年6月21日（金）	
	令和6年6月24日（月）から 同月26日（水）まで	
	令和6年6月28日（金）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）